

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。問い合わせや申し込みなどは➡の記号で表示します。
市役所の代表電話番号は☎0429-53-1111です。

暮らしの情報ページ



ごみ処理施設の個人見学会に参加しませんか

『誰かがどこかで必ず処理しなければならないもの』それがごみです。

狭山市内には、ごみ処理施設が3か所あります。昨年までに団体を対象として開催された公共施設見学会で、見学の回数が最も多い施設が、これらのごみ処理施設です。見学終了後のアンケートでも、参加者の大多数のかたから「ごみ処理の大変さ、減らす努力の必要性を再確認しました。」という感想をいただいています。ぜひ、あなたもごみ処理施設を見学し、収集や処理作業の現状、分別収集やごみの再利用の必要性を考えてみてください。



リサイクルセンターの公共施設見学会

清掃センター

通常のごみ処理だけでなく、粗大ごみの持ち込み受け付けや冷蔵庫などのフロン回収も行っています。この施設では、ごみの焼却で発生する熱を、隣接する憩いの家の浴室などで利用しています。



ごみピットの内部
(清掃センター)

第二環境センター

周辺環境の保全と公害防止を最優先に考えて建設されました。また、第二環境センターの隣には余熱利用施設(仮称)を建設中で、温水プール、大浴室、トレーニングルーム、デイサービスなど、市民皆さんの健康増進に役立てます。



最新の技術で環境にやさしい施設として完成
(第二環境センター)

リサイクルセンター

缶・びんや、古紙・古布、ダンボール、牛乳パック、使用済み乾電池などを扱っています。また、9月から一部地域でペットボトルの試行収集も行います。ほかにも、リサイクル品の展示室や不用品登録制度など、リサイクルを推進するための業務が行われています。



集められた缶・びんを見て量の多さにびっくり(リサイクルセンター)

<実施日>

清掃センター 毎月第2木曜日
第二環境センター 毎月第1土曜日
リサイクルセンター 毎月第3火曜日
※時間はいずれも9時30分から13時30分からの1日2回、1回約1時間。申し込みが必要

<定員>各施設とも1回約30名

<申し込み>

前日までに各施設に直接電話でご連絡ください

(受け付け時間は月～金曜日の8時30分～12時と13時～17時)

<問い合わせ>

清掃センター
(上奥富899、☎53-2831)
第二環境センター
(稲荷山1-12-1、☎54-9062)
リサイクルセンター
(新狭山1-11-32、☎53-4704)

公共施設見学会に参加して

(終了後のアンケートより)
●各家庭での分別がいかに大切か分かりました●第二環境センターの近代設備に感心し、将来の環境を考えた設備と納得しました●灰溶融炉の設備で最終処分場が不要になることも夢ではないのでは・・・●物を大事にすること、何事にも関心を持つことの大切さが分かりました●ごみ処理にとっても費用がかかっていることを知り、びっくりしました。自分の家のごみも、工夫して出さなければいけないと思いました●このような見学会は、中高年の主婦が参加することが多いと思いますが、若いひとたちにもぜひ見てもらいたいです●ごみを出すとき「我が家だけなら」という考えがありました。これからは気を付けたいと思います

9月からPETボトルはリサイクルの時代 PETボトルの試行収集を開始

市では、もやすごみ、もやさないごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみの5分別収集を行っています。

そのなかで、ペットボトルについては今まで、もやすごみとして収集処理してきましたが、排出そのものを減らし、ごみをできる限りリサイクルするという考えのもと、9月から市内6地区17自治会(約8千500世帯)でペットボトルの試行収集を開始します。

PETボトル

PETボトルのPETとは、ポリエチレンテレフタレートというプラスチックの一種の略称です。回収後は、洗浄、異物除去、粉碎、再洗浄、乾燥などの行程を経て、フレーク状のペット樹脂に再生され、シャツなどの衣類やカーペットの裏地などに利用されます。



リサイクルできるPETボトルのラベル部分や底には上記マークが入ります

リサイクルできるPETボトルの種類

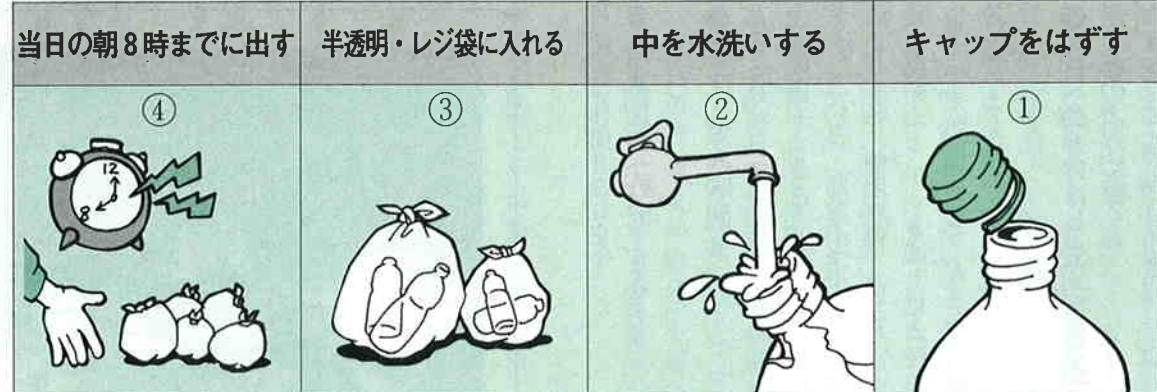
□飲料用：炭酸飲料、果汁飲料、ウーロン茶、紅茶、コーヒー、スポーツドリンク、日本茶、ミネラルウォーター、麦茶などの容器
□酒類用：日本酒、焼酎、ウイスキー、みりんの容器
□醤油用：醤油の容器
※リサイクルできないもの
醤油以外の調味料用(ソースなど)、食用油用、非食品用(洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品など)のボトルはリサイクルの対象外です

試行収集の対象となる自治会

対象自治会	収集日
鶴ノ木自治会	毎月第4水曜日
(入間川地区)	
中原、水押各自治会	毎月第3水曜日
(入間地区)	
東三ツ木自治会	毎月第4水曜日
(堀兼地区)	
小袋吹上、大倉各自治会	毎月第2水曜日
(奥富地区)	
柏原第4・5・6区	毎月第4水曜日
各自治会(柏原地区)	
つづじ野間自治会	毎月第2水曜日
(水富地区)	

※古紙古布の収集日に合わせて収集します

PETボトルの出し方



問い合わせ
リサイクルセンターへ

☎53-4704

消費者ホット情報

和牛の預託オーナー契約

ここ数年、新聞やテレビで和牛の預託オーナーシステムが、出資法違反にあたるのではないかと報道されています。当センターへも契約したが信用できるか、解約したい」という相談が増えています。

和牛の預託オーナー契約とは、子牛の購入契約と、成牛にするまで(2～5年)の飼育を委託する契約を結び、業者がオーナーの委託を受けて牛を飼育し、売却した牛の利益を契約時の固定利率でオーナーに還元するという契約です。例えばAさんの場合、「預託金100万円は、1年ごとに6万円の配当金が得られる」というもの。短期間で元本保証、銀行などの預託金利より高い利率で、万一事故があっても業者加入の家畜保険で保証され、しかも農水省が推奨する農業生産法人。ほかにこんなうまい話はないと、契約してしまつたということです。

問題視されている点は、①出資法違反ではないか②契約頭数分の牛が飼育されているか③本当に黒毛和牛なのか④保険加入は事実かなどです。

六月末に埼玉県警は業者を出資法違反で逮捕しました。現在、埼玉弁護士会は被害救済弁護団を発足させました。また、農業生産法人とは、生産者が健全で優良であることを、国や地方自治体が認定したものではありません。

経済革命倶楽部(KKC)や年金会オレンジ共済などの利証商法が社会問題になっている昨今、高収益をうたう商法には十分ご注意ください。

相談・問い合わせは消費生活センターへ☎54-7799